

**【表紙】**

|                       |                                      |
|-----------------------|--------------------------------------|
| <b>【提出書類】</b>         | 内部統制報告書の訂正報告書                        |
| <b>【根拠条文】</b>         | 金融商品取引法第24条の4の5第1項                   |
| <b>【提出先】</b>          | 関東財務局長                               |
| <b>【提出日】</b>          | 平成25年12月20日                          |
| <b>【会社名】</b>          | 株式会社ヴィア・ホールディングス                     |
| <b>【英訳名】</b>          | VIA Holdings, Inc.                   |
| <b>【代表者の役職氏名】</b>     | 代表取締役社長 大場 典彦                        |
| <b>【最高財務責任者の役職氏名】</b> | 該当事項はありません。                          |
| <b>【本店の所在の場所】</b>     | 東京都文京区関口一丁目43番5号                     |
| <b>【縦覧に供する場所】</b>     | 株式会社東京証券取引所<br><br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年6月29日に提出いたしました第75期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）の内部統制報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_線で示しております。

3 評価結果に関する事項

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 記

当社は、経理マニュアルの改定作業の過程において、次の3点について、過去の会計処理に誤謬があることが判明し、過年度の決算を修正するとともに、平成23年3月期第3四半期から平成26年3月期第2四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について、本日訂正報告書を提出いたしました。また、平成23年3月期第1四半期及び第2四半期の四半期報告書について、平成25年12月25日に訂正報告書を提出する予定です。

- (1) 減損損失に係る繰延税金資産の計上における会計基準の適用の誤り
- (2) 資産除去債務に係る繰延税金資産の計上における一時差異の解消に関するスケジューリングの誤り
- (3) のれんの償却期間変更に伴う償却額の算出過程における計算の誤り

本件会計処理の事実関係及び原因を明らかにするため、社内調査委員会において調査・分析した結果、本件会計処理の主な原因は、次の内部統制の不備にあることが判明いたしました。

- (1) 当社の会計処理の基準となる経理マニュアルには、税効果会計に関する記載が原則的処理方法のみで、減損損失や資産除去債務の回収可能性の判断方法についてまでは記載しておらず不十分であった。
- (2) 会計基準の新設、変更や会計処理の変更等の決算上の重要な検討事項に関する対応プロセスが不明確であった。
- (3) 経理担当者、経理責任者には、繰延税金資産の回収可能性に関する留意点を含めて知識不足が生じ、知識を常にアップデートする仕組みがなかった。

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、金額的重要性の観点から財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。

なお、重要な欠陥については、本報告書提出時点において是正しておりません。

当社といたしましては、上記内部統制の不備を是正するため、社内調査委員会の調査結果及び提言を踏まえ、以下の再発防止措置を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

(1) マニュアル類の充実

当社経理マニュアルは数年ごとに更新し、内容は充実してきているものの、税効果会計については原則的処理方法しか記載されていない。決算処理を適正かつ組織的に行うためには、基礎となる経理マニュアルに、必要事項をより詳細に記載します。

(2) 会計基準の新設、変更等の決算上の重要な検討事項に関する対応プロセスの明確化

会計基準の新設、変更や会計処理の変更等の決算上の重要な検討事項に関する対応プロセスが明確に定められていなかった。当社は、情報の入手から、当社の会計処理への影響の検討を経て会計処理の変更を決定する一連の手続きを、チェックするプロセスを含めて整備します。

(3) 経理部門のスキル向上策の実施

年々高度化、複雑化する会計基準に追隨していくため、経理担当者の育成方針を明確にするとともに、自己啓発の奨励や計画的な外部研修の受講等、財務知識の向上に資する有効な指導、支援を強化します。

以上